

平成
25年度
補正

中小企業・小規模事業者 ものづくり・商業・サービス革新事業

制度の概要

①事業の概要(目的)

ものづくり・商業・サービスの分野で環境等の成長分野へ参入するなど、革新的な取り組みにチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品・新サービス開発、設備投資等を支援(必要経費の一部を補助)するもの。

②補助対象者

日本国内に本社及び開発拠点を有する中小企業者。本事業における中小企業者とは、【ものづくり技術】で申請する場合は「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第2条第1項に規定する者、【革新的サービス】で申請する場合は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」第2条第1項に規定する者。

③補助対象要件

認定支援機関(経営革新等支援機関)に事業計画の実効性等が確認された国内に本社及び開発拠点を現に有する中小企業・小規模事業者であり、以下の要件(1)、(2)のいずれかを満たすこと。

(1)【ものづくり技術】

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術(11分野)を活用していること。

(2)【革新的サービス】

革新的なサービスの提供等を行い、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。

④対象経費

機械装置費、原材料費、試作品の開発に係る経費(直接人件費含む)等

⑤補助対象事業、補助率等

	ものづくり技術	革新的サービス
①成長分野型 ・補助上限額：1,500万円 ・補助率：2/3 ・設備投資が必要	「成長分野」とは、「環境・エネルギー」「健康・医療」「航空・宇宙」とする。【参考：日本再興戦略】本類型に申請可能な者は、専ら、上記の3分野のいずれかに関する試作品・生産プロセスの改善・新サービス開発に取り組む者とする。	
②一般型 ・補助上限額：1,000万円 ・補助率：2/3 ・設備投資が必要	補助対象要件(前頁参照)を満たす案件は、すべて申請可。 成長分野に属する案件、または、小規模事業者であっても、一般型に応募可。ただし、「成長分野型」「一般型」「小規模事業者型」への複数の申請は不可。	
③小規模事業者型 ・補助上限額：700万円 ・補助率：2/3 ・設備投資は不可	申請可能な者は、「中小企業基本法」第2条第5項(昭和38年7月20日法律第154号)の「小規模企業者」に限る。 〈※常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業は5人)以下の事業者〉	

⑥募集期間

- ◆1次公募 受付開始：平成26年2月17日(月)
一次締切：平成26年3月14日(金)
二次締切：平成26年5月14日(水)
- ◆2次公募 受付開始：平成26年7月1日(火)
締切：平成26年8月11日(月)